










22. 障害者に関するシンボルマーク

障害者に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障害者団体が提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

ヘルプマーク		京都府内において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするマークです。	京都府健康福祉部 障害者支援課 TEL 075-414-4598 FAX 075-414-4597
障害者のための国際シンボルマーク		障害のある方にとって、利用しやすい建築物や公共交通機関であることを表す、世界共通のマークです。車いす利用の方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。	公益財団法人日本障害者 リハビリテーション協会 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
盲人のための国際シンボルマーク		視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている、世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
身体障害者標識		肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反になります。	運転免許試験場 または 各警察署
聴覚障害者標識		聴力が基準に達しないことを理由に運転免許に条件を付されている方が必ず車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、道路交通法違反になります。	運転免許試験場 または 各警察署
耳マーク		聴覚に障害があることを示し、コミュニケーションへの配慮を求めるマークです。自治体、病院、銀行などで、聴覚障害のある方への援助ができることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
ヒアリングループマーク		補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促します。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
ほじょ犬マーク		身体障害者補助犬法で定められた補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を受け入れる目印となるマークです。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲食店など)では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	京都府健康福祉部 障害者支援課 TEL 075-414-4601 FAX 075-414-4597

オストメイトマーク		オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すシンボルマークです。 オストメイト対応トイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益社団法人 日本オストミー協会 TEL 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
ハート・プラスマーク		身体内部に障害がある方を表すマークです。 心臓や腎臓などの内部障害や内臓疾患は外見からわかりにくいので、視覚的に示すことで、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL 052-718-1581 FAX 052-718-1581
「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク (社会福祉法人日本視覚 障害者団体連合推奨 マーク)		白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。	岐阜市福祉部 福祉事務所障がい福祉課 TEL 058-214-2138 FAX 058-265-7613
障害者雇用支援マーク		公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の就労支援及び在宅就労支援を認め、前向きに取り組む企業・団体に対して付与する認証マークです。	公益財団法人ソーシャル サービス協会 ITセンター TEL 052-218-2154 FAX 052-218-2155
京都はあとふる企業 認証マーク		京都府内において、障害のある方を積極的に雇用している企業等で、京都府障害者雇用推進企業(愛称: 京都はあとふる企業)として府の認証を受けた企業を表すシンボルマークです。	京都府商工労働観光部 雇用推進室 TEL 075-682-8913 FAX 075-682-8924
筆談マーク		ろう者等(手話でコミュニケーションを行う聴覚障害者)、音声言語障害者、知的障害者、外国人など相互に紙に書くことによるコミュニケーションを必要としている人のために作られたマークです。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445
手話マーク		ろう者等(手話でコミュニケーションを行う聴覚障害者)、手話を必要としている人が、コミュニケーションの配慮を求めるときまた、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、お店など手話対応できるところで提示することができます。 手話ができる人、緊急災害時の支援者が身に着けるビブスなどにも提示されています。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

「京都府福祉のまちづくり」シンボルマーク		京都府では、平成7年に「京都府福祉のまちづくり条例」を制定し、福祉のまちづくりを推進しています。 このマークは、長寿社会を迎え、障害者や高齢者をはじめ多様な人が互いに理解し、地域社会で日常的に交流している姿をデザインすることにより、ノーマライゼーションの具現化を表現しています。	京都府健康福祉部 地域福祉推進課 TEL 075-414-4551 FAX 075-414-4615
----------------------	---	--	---